

## 第273回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和6年3月5日(火)  
10時00分～11時30分

場 所 高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) 第五種共同漁業の増殖指針について(報告)
- 2) 区画漁業及び共同漁業の被免許者の決定について(諮問)
- 3) 第五種共同漁業の目標増殖量について(協議)
- 4) 内水面の採捕許可について(協議)
- 5) コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について(協議)
- 6) 資源管理の状況等の報告(報告)
- 7) その他



## 第五種共同漁業の増殖指針について

### 1 第五種共同漁業の増殖に関する指標等

項目〔根拠〕	作成	内容	作成時期	備考
増殖指針 〔R4.4.14 水産庁 長官通知〕	県	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模についての免許の可否の基準	免許切替え前（免許期間中、固定化するものでない）	令和6年2月13日に作成
目標増殖量 〔R4.4.14 水産庁 長官通知〕	委員会	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模の毎年度の目標量	毎年度	R6年3月5日開催委員会決定後
増殖計画書及び増殖実績報告書 〔R5.2.6 内水面免許方針〕 〔R4.4.14 水産庁長官通知〕	漁業権者	その年の計画と前年の実績	毎年1月末までに作成し、県へ提出	
増殖計画 〔漁業法169条〕	県	漁業権者に当該計画に従って増殖すべきことを命じるための規定	漁業権者による増殖量が目標増殖量に達しない（見込みがない）場合	

### 2 増殖指針

#### (1) 増殖規模の算定方法

本県で第五種共同漁業を設定しているのは財田川のみである。

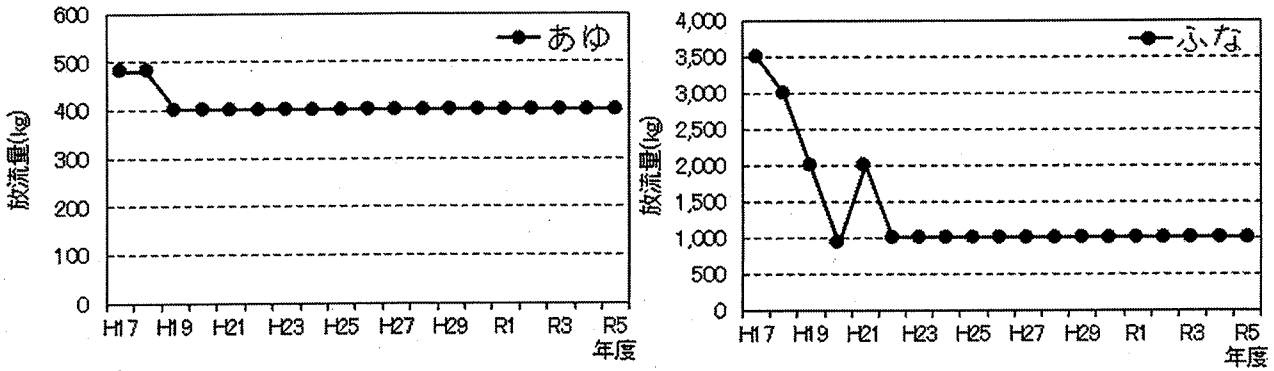
また、本県は流程が短く流量が少ないという河川環境であることから、今後、当該漁業権が増える見込みは少ない。

また、他県に比べ淡水漁協の規模が小さく、あゆは他県産の種苗を購入しなければならない等の経営的な面も考慮し、増殖規模は現在と同程度と考えることが適当と考える。

なお、財田川における直近10年間の放流量は、あゆが400kg、ふなが1,000kgであり、現在の増殖指針における増殖規模の数値も同量である。

(2) 放流量

平成 17 年度以降の財田川における三豊淡水のアユ、フナの放流実績は以下のとおりである。



あゆ：平成 17～18 年度は 480kg 放流し、19 年度以後は 400kg 放流している。種苗は岡山県等全て他県産の購入によるもの。

ふな：平成 17 年度は 3,500kg 放流し、平成 22 年度以降は 1,000kg 放流している。種苗は管内のため池から取り上げられたものを用いている。

(4) 増殖指針

別紙のとおり

参考

免許時の増殖指針の公表〔令和 4 年 4 月 14 日付 4 水管第 57 号 水産庁長官通知抜粋〕

水産動植物の種類、増殖方法、増殖規模等を内容とする増殖指針について、免許の可否の基準として都道府県知事が別途公表する。

ただし、この指針は、免許する際の一応の基準なのであって、免許期間中、固定化して考えるべきものでない。

## 第五種共同漁業に係る増殖指針

第五種共同漁業は、漁業法第 168 条に基づき、免許を受けた漁業協同組合に当該水産動物の増殖を行うことが義務付けられている。この指針は、令和 6 年 4 月 1 日に免許予定の第五種共同漁業について、免許の可否の基準として定めるものである。

### 第 1 増殖方法

漁業法第 168 条でいう「増殖」とは採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増殖させる行為に加え、産卵床等の造成や、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に該当するものは、含まない。

### 第 2 増殖規模

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。ただし、産卵床の造成等繁殖のための施設の設置や堰堤によって遡上が妨げられている滞留稚魚の汲み上げ放流により、その効果が放流量に換算し得る場合は、放流量に組み入れることができる。

#### 別表

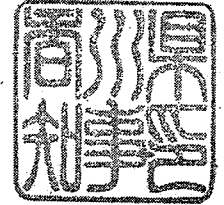
漁場	魚種	増殖方法	増殖規模
財田川	あゆ	種苗放流	400kg
	ふな	種苗放流または産卵床造成	1,000kg



5水産第248892号  
令和6年3月4日

香川県内水面漁場管理委員会  
会長 一見 和彦 様

香川県知事 池田 豊 人



区画漁業及び共同漁業の被免許者の決定について（諮問）

令和5年12月26日付け内水面漁場公示第1号をもって内水面漁場計画を公示したところ、別紙一覧表のとおり免許申請があったので、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条の規定により、貴委員会の意見を求めます。





内水面漁場計画(共同漁業権)の申請一覧

免許番号	公示中の番号	漁業の種類	漁業者等名	住居地	位置	区域
内共第1号	内共第1号	第五種共同漁業	三豊淡水漁業協同組合	三豊市高瀬町比地140番地	財田川(三豊市 財田町・山本町・ 豊中町・ 観音寺市内)	三豊市財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺 市観音寺町、三架橋上流端までの財田川本流

内水面漁場計画(区画漁業権)の申請一覧

免許番号	公示中の番号	漁業の種類	漁業者等名	住居地	区域(池名)	位置
内区第201号	内区第201号	第一種区画漁業	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	安戸池(別紙1)	東かがわ市引田4373-1
内区第202号	内区第202号	第一種区画漁業	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	安戸池(別紙2)	東かがわ市引田4373-1
内区第1号	内区第1号	第二種区画漁業	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	大池	東かがわ市引田3035
内区第2号	内区第2号	第二種区画漁業	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	安戸池	東かがわ市引田4373-1
内区第3号	内区第3号	第二種区画漁業	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513番地9	八幡池	さぬき市長尾町名1672
内区第4号	内区第4号	第二種区画漁業	白井 正人	木田郡三木町大字水上3617番地2	堀切池	木田郡三木町水上4369-1
内区第5号	内区第5号	第二種区画漁業	高本 学	木田郡三木町大字水上2652番地	鱒池	木田郡三木町水上2607
内区第6号	内区第6号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	西谷池	木田郡三木町中2633
内区第7号	内区第7号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	蓮池	木田郡三木町中1560
内区第8号	内区第8号	第二種区画漁業	川田 幸雄	木田郡三木町大字戸乙4番地	男井間池	木田郡三木町池戸1239
内区第9号	内区第9号	第二種区画漁業	香川 正弘	高松市牟礼町原1223番地4	牛田池	高松市牟礼町原字上井西1249番1,同番2,同番3
内区第10号	内区第10号	第二種区画漁業	香川 正弘	高松市牟礼町原1223番地4	羽間下池	高松市牟礼町大町字荒谷1705番
内区第11号	内区第11号	第二種区画漁業	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513番地9	長屋池	高松市高松町697-1
内区第12号	内区第12号	第二種区画漁業	竹内 英樹	高松市多賀町3丁目20番5号	久米池	高松市新田町甲2139
内区第13号	内区第13号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	平田池	高松市十川東町301
内区第14号	内区第14号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	外山池	高松市十川東町1239
内区第15号	内区第15号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	香地池	高松市十川東町1759
内区第16号	内区第16号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	新池	高松市十川東町2028
内区第17号	内区第17号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	鷺池	高松市十川東町788
内区第18号	内区第18号	第二種区画漁業	池内 陽介	高松市三川町東町999番地1	雀池	高松市十川東町1165
内区第19号	内区第19号	第二種区画漁業	河野 徳明	高松市三谷町2734番地	松池	高松市三谷町松池尻2753
内区第20号	内区第20号	第二種区画漁業	竹内 英樹	高松市多賀町3丁目20番5号	住蓮寺池	高松市多賀町上町2285-1
内区第21号	内区第21号	第二種区画漁業	水上 幸徳	高松市仏生山町甲3128番地70	平池	高松市仏生山町字山ノ内甲3206番
内区第22号	内区第22号	第二種区画漁業	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513番地9	摺り鉢池	高松市仏生山町3131
内区第23号	内区第23号	第二種区画漁業	水上 幸徳	高松市香川町浅野3513番地9	小森谷池	高松市仏生山町3129
内区第24号	内区第24号	第二種区画漁業	竹内 英樹	高松市多賀町3丁目20番5号	下池	高松市林町下地825
内区第25号	内区第25号	第二種区画漁業	竹内 英樹	高松市多賀町3丁目20番5号	長池	高松市林町長池1753
内区第26号	内区第26号	第二種区画漁業	竹内 英樹	高松市多賀町3丁目20番5号	大池	高松市木太町平塚188
内区第27号	内区第27号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	北家池	綾歌郡大字胸字猿王西321外
内区第28号	内区第28号	第二種区画漁業	西岡 健司	坂出市川津町3577番地5	菰池	綾歌郡綾川町滝宮字菰池原699
内区第29号	内区第29号	第二種区画漁業	西岡 健司	坂出市川津町3577番地5	四ツ池	綾歌郡綾川町滝宮字菰池原640
内区第30号	内区第30号	第二種区画漁業	西岡 健司	坂出市川津町3577番地5	大池	綾歌郡綾川町滝宮字御林640
内区第31号	内区第31号	第二種区画漁業	西岡 健司	坂出市川津町3577番地5	鎌田池	坂出市小山町353
内区第32号	内区第32号	第二種区画漁業	西岡 健司	坂出市川津町3577番地5	ハス池	坂出市川津町5808



内水面漁場計画(区画漁業権)の申請一覧

免許番号	公示中の番号	漁業の種類	漁業者等名	居住地	区域(池名)	漁場の位置及び区域	位置
内区第33号	内区第33号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	水橋池	丸亀市綾歌町栗籠東2131	
内区第34号	内区第34号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	為久池	丸亀市綾歌町岡田東上新開1626	
内区第35号	内区第35号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	小津森池	丸亀市綾歌町岡田真小津守2294	
内区第36号	内区第36号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	打越下池	丸亀市綾歌町岡田西打越711	
内区第37号	内区第37号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	打越下池	丸亀市綾歌町岡田西730	
内区第38号	内区第38号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	血池	丸亀市綾歌町岡田上重永1569	
内区第39号	内区第39号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	今薄池	丸亀市綾歌町岡田上今薄	
内区第40号	内区第40号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	源田池	丸亀市綾歌町岡田西森後605	
内区第41号	内区第41号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	成願寺池	丸亀市綾歌町岡田西1304	
内区第42号	内区第42号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	新池	丸亀市綾歌町岡田西新田127	
内区第43号	内区第43号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	北原池	丸亀市綾歌町岡田西新田115	
内区第44号	内区第44号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	仁池	丸亀市飯山町上法軍寺2654-14地先	
内区第45号	内区第45号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	大窪池	丸亀市飯山町上法軍寺2032-2地先	
内区第46号	内区第46号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	浦池	丸亀市飯山町東小川300	
内区第47号	内区第47号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	下池	丸亀市飯山町重小川215	
内区第48号	内区第48号	第二種区画漁業	西岡 健司	坂出市川津町3577番地5	柳池	丸亀市飯野町東分2188	
内区第49号	内区第49号	第二種区画漁業	西岡 健司	坂出市川津町3577番地5	長太夫池	丸亀市飯野町東分2209	
内区第50号	内区第50号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	蓮池	丸亀市中府町1-1	
内区第51号	内区第51号	第二種区画漁業	宮崎 邦男	丸亀市土器町東七丁目164番地サ一バス土器公園301号	山北新池	丸亀市山北町276	
内区第52号	内区第52号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	馬池	丸亀市津原町1186	
内区第53号	内区第53号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	田村池	丸亀市田村町107	
内区第54号	内区第54号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	太井池	丸亀市田村町43	
内区第55号	内区第55号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	庄ノ池	丸亀市郡家町3202	
内区第56号	内区第56号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	小林池	丸亀市郡家町3481	
内区第57号	内区第57号	第二種区画漁業	宮崎 邦男	丸亀市土器町東七丁目164番地サ一バス土器公園301号	原池	丸亀市川西町698	
内区第58号	内区第58号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	道池	丸亀市川西町北一ノ口2267	
内区第59号	内区第59号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	八丈池	丸亀市川西町南608	
内区第60号	内区第60号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	仁池	丸亀市郡家町下所326	
内区第61号	内区第61号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	宝徳寺下池	丸亀市郡家町下所325	
内区第62号	内区第62号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	宝徳寺池	丸亀市郡家町下所324	
内区第63号	内区第63号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	露池	丸亀市三条町上村494	
内区第64号	内区第64号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	大池	丸亀市郡家町2173	
内区第65号	内区第65号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	矢野池	丸亀市郡家町2165	
内区第66号	内区第66号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	宮池	丸亀市郡家町2211	
内区第67号	内区第67号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	新池	丸亀市三条町1035	
内区第68号	内区第68号	第二種区画漁業	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	新池	仲多度郡多度津町大字道福寺中又271	
内区第69号	内区第69号	第二種区画漁業	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	上池	仲多度郡多度津町大字道福寺宇大園3	
内区第70号	内区第70号	第二種区画漁業	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	永池	仲多度郡多度津町大字葛原字横田664	
内区第71号	内区第71号	第二種区画漁業	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	千代池	仲多度郡多度津町大字葛原字平田1853	
内区第72号	内区第72号	第二種区画漁業	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	中池	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1989	
内区第73号	内区第73号	第二種区画漁業	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	上池(小塚池)	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚2065	
内区第74号	内区第74号	第二種区画漁業	大森 和夫	仲多度郡多度津町北鴨一丁目2番6号	新池	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	
内区第75号	内区第75号	第二種区画漁業	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	新池	仲多度郡多度津町大字三井字菅面488	
内区第76号	内区第76号	第二種区画漁業	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	宮後池	仲多度郡多度津町大字青木字長僧51	
内区第77号	内区第77号	第二種区画漁業	川原 清和	仲多度郡多度津町大字奥白方1392番地	買田池	仲多度郡多度津町大字山階字血池1963	
内区第78号	内区第78号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	中池	普通寺市与北町1369	
内区第79号	内区第79号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	宮池	普通寺市木徳町122	
内区第80号	内区第80号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	村上池	普通寺市木徳町573	
内区第81号	内区第81号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	龍ヶ池	普通寺市金蔵寺町399	
内区第82号	内区第82号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	地藏池	普通寺市生野町1819	
内区第83号	内区第83号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	菅池	普通寺市大森町2672	
内区第84号	内区第84号	第二種区画漁業	荒木 秀隆	仲多度郡琴平町514番地6	龜越池	普通寺市生野町2725	
内区第85号	内区第85号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	龜越池	仲多度郡まんのう町炭所東	
内区第86号	内区第86号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡琴平町苗田1121番地1	瀧瀧池	仲多度郡まんのう町神野170	



内水面漁場計画(区画漁業権)の申請一覧

免許番号	公示中の番号	漁業の種類	漁業者等名	住居地	区域(池名)	漁場の位置及び区域	位置
内区第87号	内区第87号	第二種区画漁業	石田 隆幸	仲多度郡平野町田1121番地1	羽間池	仲多度郡まんのう町羽間2386	
内区第88号	内区第88号	第二種区画漁業	荒木 秀隆	仲多度郡平野町514番地6	井倉池	仲多度郡まんのう町佐文1056地先	
内区第89号	内区第89号	第二種区画漁業	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030番地2	加敷池	三豊市三野町大見坂第下甲4211	
内区第90号	内区第90号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	念仏池	三豊市三野町大見出井上甲512	
内区第91号	内区第91号	第二種区画漁業	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197番地	瀬入池	三豊市三野町吉津北原乙1298-1	
内区第92号	内区第92号	第二種区画漁業	新延 孝治	三豊市三野町吉津乙422-2	郡池	三豊市三野町吉津山越甲1715	
内区第93号	内区第93号	第二種区画漁業	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197番地	又ヶ谷池	三豊市三野町吉津北村乙890	
内区第94号	内区第94号	第二種区画漁業	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197番地	薄池	三豊市三野町吉津北原乙1175	
内区第95号	内区第95号	第二種区画漁業	石川 貞則	三豊市三野町吉津乙1197番地	奥池	三豊市三野町吉津北原乙1369-46	
内区第96号	内区第96号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	峠池	三豊市三野町大見甲6255番地1	
内区第97号	内区第97号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	大石池	三豊市三野町大見甲2958番地1	
内区第98号	内区第98号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	原池	三豊市仁尾町仁尾字路間成840-1	
内区第99号	内区第99号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	吉池	三豊市仁尾町仁尾丙1205番地	
内区第100号	内区第100号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	湊池	三豊市仁尾町仁尾字北原木丙176-1	
内区第101号	内区第101号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	田井新池	三豊市高瀬町比地高瀬向原2133	
内区第102号	内区第102号	第二種区画漁業	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030番地2	西池	三豊市高瀬町下勝間道普寺1698	
内区第103号	内区第103号	第二種区画漁業	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030番地2	松葉崎池	三豊市高瀬町下勝間六ツ松1396-1外1葎	
内区第104号	内区第104号	第二種区画漁業	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030番地2	国市池	三豊市高瀬町下勝間道普寺1862	
内区第105号	内区第105号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	中池	三豊市高瀬町比地中宮/谷408	
内区第106号	内区第106号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	宮池	三豊市高瀬町比地宮/谷302-1	
内区第107号	内区第107号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	満水池	三豊市高瀬町比地地落池1787-1	
内区第108号	内区第108号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	丸山池	三豊市高瀬町比地地新2826	
内区第109号	内区第109号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	陽水池	三豊市高瀬町比地龍草2393	
内区第110号	内区第110号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	水取池	三豊市高瀬町比地輝918-1	
内区第111号	内区第111号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	唐頭池	三豊市高瀬町比地唐頭683-1	
内区第112号	内区第112号	第二種区画漁業	新延 孝治	三豊市三野町吉津乙422-2	大坊池	三豊市高瀬町新名小原1920-132	
内区第113号	内区第113号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	九頭神池	三豊市高瀬町下麻1750番地1	
内区第114号	内区第114号	第二種区画漁業	西岡 妙子	三豊市豊中町上高野2693番地2	大津池	三豊市豊中町笠田笠岡宮脇687	
内区第115号	内区第115号	第二種区画漁業	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030番地2	玉池	三豊市豊中町笠田笠岡野津午9071-1	
内区第116号	内区第116号	第二種区画漁業	宮武 進	三豊市豊中町笠田2114番地3	釘貫池	三豊市豊中町笠田笠岡神田1756	
内区第117号	内区第117号	第二種区画漁業	宮武 進	三豊市豊中町笠田2114番地3	新池	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1161	
内区第118号	内区第118号	第二種区画漁業	宮武 進	三豊市豊中町笠田2114番地3	龍王池	三豊市豊中町笠田笠岡中尾1185	
内区第119号	内区第119号	第二種区画漁業	宮武 進	三豊市豊中町笠田2114番地3	鷹の子池	三豊市豊中町笠田笠岡五石衛門1786-1	
内区第120号	内区第120号	第二種区画漁業	川上 喜広	三豊市豊中町上高野3825番地	普入池	三豊市豊中町上高野普入3179	
内区第121号	内区第121号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	神田池	三豊市豊中町下高野山崎67	
内区第122号	内区第122号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	中の池	三豊市豊中町下高野礼場469	
内区第123号	内区第123号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	裏新池	三豊市豊中町下高野双石2488-1	
内区第124号	内区第124号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	南池	三豊市豊中町下高野高津2743	
内区第125号	内区第125号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	蓮池	三豊市豊中町比地大平池2342	
内区第126号	内区第126号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	宮池	三豊市豊中町比地大神/木3035	
内区第127号	内区第127号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市高瀬町比地3027番地3	勝田池	三豊市豊中町比地大綱戸360	
内区第128号	内区第128号	第二種区画漁業	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353番地	国吉池	三豊市山本町辻池/向2488-1	
内区第129号	内区第129号	第二種区画漁業	宮本 順行	三豊市山本町辻1353番地	宮池	三豊市山本町辻池/向2488-1	
内区第130号	内区第130号	第二種区画漁業	宮本 一重	三豊市高瀬町比地2958番地1	緑池	三豊市詫間町詫間1038	
内区第131号	内区第131号	第二種区画漁業	佐野 広志	三豊市高瀬町下勝間2030番地2	土井之池	観音寺市杵井町字池崎1509	
内区第132号	内区第132号	第二種区画漁業	本林 武史	三豊市高瀬町比地450番地2	塩井池	観音寺市杵井町字母神1000	
内区第133号	内区第133号	第二種区画漁業	本林 武史	三豊市高瀬町比地450番地2	双子池	観音寺市木之綱町54-6	
内区第134号	内区第134号	第二種区画漁業	清水 孝昭	三豊市高瀬町比地450番地2	袂池	観音寺市大野原町大野原字枝下7501	



令和6年度内水面漁業権一斉切替えスケジュール(予定)

区 分	項 目	日 程(予 定)	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業権一斉切替えについて	6月20日	令和4年
行使実績調査	養魚実績(R3年度)の取りまとめ	~8月	
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針(案)の作成	9月~12月上旬	
内水面漁業免許方針等	淡水漁協等へのヒアリング	12月~1月上旬	
内水面漁場管理委員会	内水面漁業免許方針(案)の協議	1月下旬	令和5年
内水面漁業免許方針	内水面漁業免許方針の策定	2月上旬	
市町担当者説明	内水面漁業免許方針等に関する説明	2月~3月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画樹立申請書の受付	3月~5月	
内水面漁場計画	内水面漁場計画に関するヒアリング及び現地調査	5月~6月	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	6月22日	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について(協議)	8月9日	
関係機関調整	県土地改良課、河川砂防課	8月16日~8月29日	
利害関係人の意見聴取	意見聴取(県HP)	9月8日~10月10日	
利害関係人の意見聴取	検討結果の報告(県HP)	10月13日	
内水面漁場計画	内水面漁場計画原案の作成	10月13日	
内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画の委員会諮問	11月6日	
公聴会・内水面漁場管理委員会	内水面漁場計画について意見聴取・答申	12月22日	
内水面漁場計画	内水面漁場計画の公示(県HP)	12月26日	
免許申請	免許申請書の提出	1月4日~2月29日	令和6年
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月4日~2月29日	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請	認可申請書の提出	1月4日~2月29日	
内水面漁場管理委員会	被免許者の諮問・答申	3月5日	
免許	免許日(免許公示)	4月1日	
漁業権行使規則(第五種共同漁業・第一種区画漁業)の認可申請	行使規則認可	4月1日	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可申請			
内水面漁場管理委員会	漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の諮問・答申	4月1日以降	
漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)	漁業権遊漁規則(第五種共同漁業)の認可・公示(県HP)		





## 第五種共同漁業の目標増殖量について

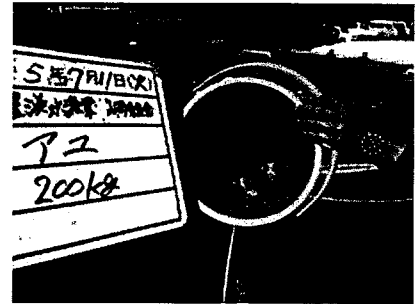
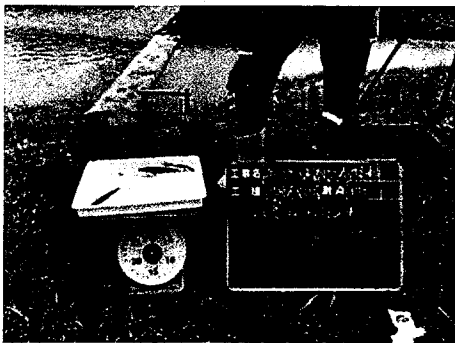
### 1 第五種共同漁業（漁業法第60条、第168条～第170条）

- ・河川等において共同で営む漁業で、県内では財田川のみを設定されており、あゆ、ふなが対象魚種となっている。
- ・免許を受けた者は、対象魚種の増殖義務があり、漁業権者が資源の増殖を行うよう、委員会が毎年その年度の目標増殖量等を決定し、放流を実施している。
- ・遊漁規則（知事が認可）を定め、遊漁者から遊漁料を徴収し、対象魚種を採捕させることができる。

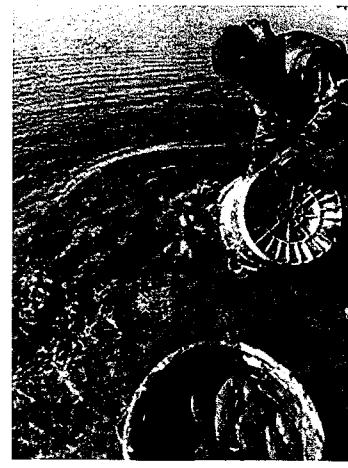
### 2 令和5年度の目標増殖量と実績

漁場	魚種	目標増殖量		目標増殖量に対する実績			
		増殖方法	目標増殖量	増殖方法	実施日	放流量	種苗導入先
財田川	あゆ	種苗放流	400kg	種苗放流	R5. 6. 7 R5. 7. 11	400kg	高梁川漁業協同組合 (岡山県高梁市)
	ふな	種苗放流	1,000kg	種苗放流	R5. 12. 2	1,000kg	国吉池（三豊市山本町）

○あゆは、全長約14cmの種苗が財田川の2か所に放流された。



○ふなは、全長約15cmの種苗が財田川に放流された。



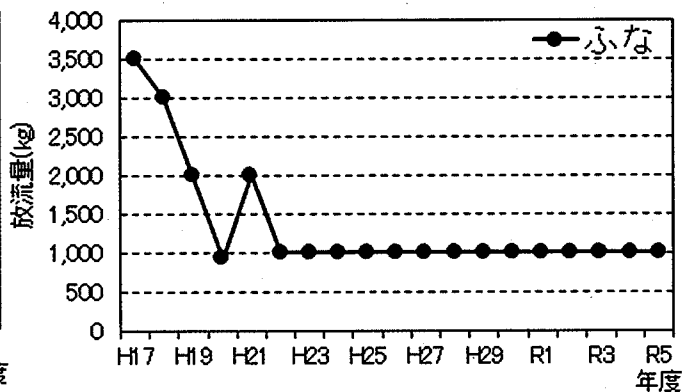
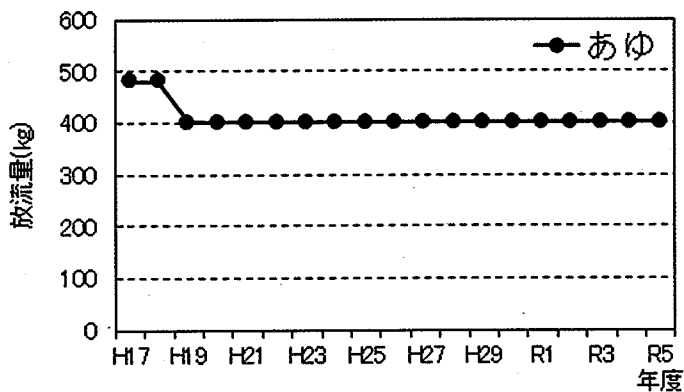
### 3 令和6年度の目標増殖量（案）

漁場	魚種	増殖方法	目標増殖量
財田川	あゆ	種苗放流	400kg
	ふな	種苗放流	1,000kg

#### 【考え方】

- 現在と同レベルの放流量を確保する理由で増殖指針（漁場計画を定める上での増殖量の考え方、P4）における増殖規模を基本とする。
- 令和5年度の増殖実績は、種苗放流アユ 400 kg、フナ 1,000 kg であった。
- 免許設定要望者である三豊淡水漁協から提出のあった令和6年度増殖計画書では、種苗放流アユ 400 kg、フナ 1,000 kg が計画されており、経営的にも実現可能な範囲である。
- 同計画書では、漁業者による利用人数は、竿釣り 80 人、投網 75 人等と令和5年度実績とほぼ同数である。Webによる遊漁券の販売経路の拡大を進めており、令和5年度実績は 35 人と前年度と同程度だった。

<参考> 財田川における三豊淡水漁協によるあゆ・ふなの放流実績



## 第五種共同漁業に係る目標増殖量（案）

令和6年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の目標増殖量を次のとおり定めたので公示する。

令和6年4月1日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一見和彦

免許番号	漁業権者の 名称	漁場の区域	魚種	増殖方法	目標増殖量
内共第1号		三豊市財田町黒川、 黒川橋下流端から観 音寺市観音寺町、三 架橋上流端までの財 田川本流	あゆ	種苗放流	400 kg
			ふな	種苗放流	1,000 kg

## 第五種共同漁業の増殖に関する指標等

項目〔根拠〕	作成	内容	作成時期	備考
増殖指針 〔R4.4.14 水産庁 長官通知〕	県	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模についての免許の可否の基準	免許切替え前(免許期間中、固定化するものでない)	令和6年2月13日に作成
目標増殖量 〔R4.4.14 水産庁 長官通知〕	委員会	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模の毎年度の目標量	毎年度	R6年3月5日開催委員会決定後
増殖計画書及び増殖実績報告書 〔R5.2.6 内水面免許方針〕 〔R4.4.14 水産庁長官通知〕	漁業権者	その年の計画と前年の実績	毎年1月末までに作成し、県へ提出	
増殖計画 〔漁業法169条〕	県	漁業権者に当該計画に従って増殖すべきことを命じるための規定	漁業権者による増殖量が目標増殖量に達しない(見込みがない)場合	

### 第五種共同漁業権に係る増殖指針〔令和6年2月13日〕

第五種共同漁業権は、漁業法第168条に基づき、免許を受けた漁業協同組合に当該水産動物の増殖を行うことが義務付けられている。

#### 第1 増殖方法

漁業法第168条でいう「増殖」とは採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増殖させる行為に加え、産卵床等の造成や、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に該当するものは、含まない。

#### 第2 増殖規模

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。

##### 別表

漁場	魚種	増殖方法	増殖規模
財田川	あゆ	種苗放流	400kg
	ふな	種苗放流または産卵床造成	1,000kg

### 目標増殖量〔令和4年4月14日付4水管第57号 水産庁長官通知抜粋〕

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力(有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。)等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮する。

## 内水面の採捕許可について

現在有効な内水面の採捕許可について令和6年3月31日をもって有効期間が満了する。この有効期間の満了に伴い、以下のとおり県下各漁協を通じて許可の更新及び許可の承継を伴う更新の申請があった（採捕種類別組合別申請件数は別添資料P4のとおり）。

漁業種類別許可件数	合計	うち更新	うち承継	うち新規	R6.3.1現在(更新前)
も ん ど り	57	52	5	0	59
は え な わ	23	17	6	0	23
えびすくい網	63	60	3	0	66
建 干 網	6	4	2	0	6
瀬 張 網	102	92	10	0	102
地 び き 網	55	51	4	0	56
投 網	175	161	10	4	198
し ば づ け	46	43	3	0	47
う な ぎ か き	20	20	0	0	20
か え ど り	30	28	2	0	30
合 計	577	528	45	4	607

### ○更新について

「内水面における水産動植物の採捕許可方針 第4の(1)」及び「採捕許可方針の取り扱いについて 2」の内容に沿った申請である。

### ○承継について

承継の内容については別添資料P5～P6のとおりであるが、「内水面における水産動植物の採捕許可方針 第4の(2)」及び「採捕許可方針の取り扱いについて 3」の内容に沿った申請であり、許可にあたっては、今回の香川県内水面漁場管理委員会において了承を得る必要がある。

### ○新規について

新規の内容については、別添資料P7のとおりであるが、「内水面における水産動植物の採捕許可方針 第4の(3)」及び「採捕許可方針の取り扱いについて 4」の内容に沿った申請であり、許可にあたっては、今回の香川県内水面漁場管理委員会において了承を得る必要がある。

## 内水面漁業の採捕許可方針（抜粋）

### （採捕の区域）

第3 採捕の区域は、次に定める地区のうち許可を申請する者の住所地が含まれる地区内の内水面に限るものとする。

(1) 東讃地区、(2) 中讃地区、(3) 西讃地区、(4) 小豆地区

2 採捕の区域は、従前の許可区域を越えないものとする。ただし、承継により採捕区域が限定される許可については、平成3年3月31日時点の採捕区域の範囲内において前項の規定の地区内で、地元淡水漁業協同組合での調整が図られている場合は、この限りでない。

### （許可対象者）

第4 許可の対象者は、県内に住所を有し、原則として次のいずれかに該当する場合で、地元調整の整った者とする。

(1) 令和5年度において現に採捕許可を受けていた者（更新）

(2) 現に採捕許可を受けている者が死亡または老齢化等のため、採捕できなくなった場合に、その者に代わって採捕許可を受けようとする者で、知事が適当と認める者（承継）

(3) 投網については、第3で定める「採捕の区域」内において調整がついた者で香川県内水面漁場管理委員会が適当と認める者（新規）

## 採捕許可方針の取り扱いについて（抜粋）

### 2 更新

採捕許可申請書に地元淡水漁業協同組合の理事等が証明する採捕計画等証明書を添付する。

### 3 承継

許可を承継しようとする者で、知事が適当と認める者は次の(1)から(4)のすべてに該当し、香川県内水面漁場管理委員会において了承された者とする。

(1) 採捕計画が適当である者

(2) 採捕の経験を有する者

(3) 地元漁業協同組合において調整がなされた者

(4) 漁場占有漁具（もんどり、建干網、瀬張網、しばづけ）については、採捕区域の特定できる者

・建干網、瀬張網の採捕区域は、採捕許可申請書の採捕の区域欄に〇〇市、〇〇町管内の△△川等と記載する。採捕区域を特定した許可を承継する場合は、限定された河川等の数を越えないものとする。

・もんどり、しばづけの採捕区域は、採捕許可申請書の採捕の区域欄に〇〇市、〇〇町管内等と記載する。

#### 4 新規許可

- ・投網による採捕許可を新規に受けようとする者は、採捕許可申請書に採捕計画等証明書及び誓約書を添付し、地元淡水漁業協同組合に提出する。
- ・地元淡水漁業協同組合長は、採捕の区域内での調整が整った者について、意見書を付して県に提出する。
- ・申請者については、提出された書類等に基づき、香川県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて許可する。





## コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について

### 1 委員会指示（漁業法第120条第1項及び第171条第4項）

内水面委員会は、次のような場合に、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- ① 水産動植物の繁殖保護を図る
- ② 漁業権又は入漁権の行使を適切にする
- ③ 漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図る
- ④ その他漁業調整のために必要があると認めるとき

### 2 コイヘルペスウイルス病

コイヘルペスウイルス病は、「持続的養殖生産確保法」に基づく特定疾病であり、平成15年に我が国で初めて発生が確認されて以降、コイの移動制限、殺処分等のまん延防止措置が講じられている。

このウイルスに感染したコイに触れたり食べたりしても人への影響はないが、コイに対しては病原性が高く、水温23℃で70～100%が死亡する大きな漁業被害を与える恐れのあるコイ特有の疾病で、現在のところ有効な治療法はない。

本県でも、平成17年6月に初めて確認され、当該疾病のまん延防止を図る必要から、コイの持ち出し制限及び放流の制限等を内容とした委員会指示を平成17年6月3日付けで発出した。

当該疾病は依然として全国で発生が認められ、本県においても散発的に発生しており、まん延防止措置を継続、徹底すべきことから、指示の期間を毎年延長してきた。

### 3 香川県内水面漁場管理委員会指示

目的：コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の重大な疾病であるコイヘルペスウイルス病のまん延防止。

指示対象：委員会指示は、漁業関係者のみならず、誰もが守らなければならない。

内容：次頁以降の資料のとおり

# 香川県内水面漁場管理委員会指示及び関連告示

## ●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第617条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出しの制限、放流の制限及び遺棄の禁止について指示する。

平成17年6月3日

香川県内水面漁場管理委員会会長 羽 田 剛

### 1 指示の内容

#### (1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると香川県知事が認めた場合は、別に香川県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場から持ち出して食用若しくは加工用に供する場合又は公的機関が試験研究若しくは検査に供する場合は、この限りでない。

#### (2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

#### (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

#### (4) 1の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

### 2 指示の期間

平成17年6月3日から平成18年3月31日まで

（下線部は平成21年3月31日改正）

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一見 和彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。</p> <p>1 略</p> <p>2 指示の期間</p> <p>平成17年6月3日から<u>令和6年3月31日</u>まで</p>	<p>漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。</p> <p>1 略</p> <p>2 指示期間</p> <p>平成17年6月3日から<u>令和5年3月31日</u>まで</p>

●香川県告示第371の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月3日

香川県知事 真鍋 武紀

津田川水系（津田川、谷川、梅檀川、養神川、古川、爛川、土井川、谷川、大条川、本村川、逆川、新名川）及びこれと接続一体をなす内水面

●香川県告示第373の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月7日

香川県知事 真鍋 武紀

鴨部川水系（鴨部川、天神川、川古川、大笹川、末川、古川、地蔵川、清水川、切ノ川、滝ヶ原川、大出手川、筒井川、桜谷川、谷川）及びこれと接続一体をなす内水面



令和 6 年 2 月 27 日

香川県内水面漁場管理委員会  
会 長 一 見 和 彦 様

香川県知事 池 田 豊 人

コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示の発動について（要請）

平素は、内水面における漁場計画の策定や水産動物の採捕許可等の調整につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るための、コイの持ち出し制限及び放流制限等を内容とした貴委員会指示(平成 17 年 6 月 3 日付け香川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号)は、令和 6 年 3 月 31 日をもって失効します。

当該疾病については依然として全国で発生が認められ、本県でも 11 月に 1 件の発生が認められました。そのため、これまでのまん延防止措置を令和 6 年度も継続、徹底すべきと考えられることから、引き続き貴委員会指示の発動を要請します。



●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号 (案)

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号(漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月 日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1	略	1	略
2	指示の期間 平成17年6月3日から令和7年3月31日まで	2	指示の期間 平成17年6月3日から令和6年3月31日まで





## 令和6年度のコイヘルペスウイルス病まん延防止対策について

### 1 コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況

県内…平成17年に2件、18年に1件、21年に1件、25年に1件、30年に1件、令和5年に1件発生。

全国…平成16年の910件をピークに減少、26年は37件、27年は17件、28年は20件、29年は31件、30年は41件、令和元年は25件、2年は13件、3年は2件、4年は13件、5年は14件となった。

### 2 KHV病まん延防止対策に関する国からの通知

#### 「こいの放流及びコイヘルペスウイルス確認水域からの持ち出し等について」

- ・天然水域におけるこいの放流・移植の安全確認及び汚染水域からの持ち出し(区画漁業権漁場からのものを除く。)の防止対策については、(中略)委員会指示を含め特段の対応について検討願いたい。
- ・こいの放流・移植にあたっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関による安全の確認を得た上で行う必要がある。
- ・KHVが確認された水域においては、(中略)当該水域からのこいの持ち出しを制限する必要がある。  
(平成15年11月28日 水産庁沿岸沖合課長通知)

### 3 令和6年度のKHV病まん延防止対策

#### (1) 内水面漁場管理委員会による委員会指示の活用

##### 4月1日以降の継続発動要請

- ・持ち出しの制限 (津田川、鴨部川水系)
- ・放流等の制限 (県内一円)
- ・遺棄の禁止 (県内一円)

#### (2) 県民、観賞魚業者、愛好家団体等への注意喚起

委員会指示が継続して発動された場合には、その遵守を促すほか、必要に応じて自衛策の徹底等について、文書、ホームページ等を利用して周知を図る。

#### (3) KHV発生時の対応

「コイヘルペスウイルス病対応の手引き」に沿って、適切に対応する。



## 資源管理の状況等の報告（共同・区画漁業権）について（R4年度分）

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、内水面漁場管理委員会に対し必要な事項を報告するものとされ、今回、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

### 漁業法 抜粋

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（内水面漁場管理委員会）

### 第七十一条

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

### ◎報告が必要な漁業権（内水面）

区分	件数	報告対象期間
第五種共同漁業権	1件	R4年度 4/1～3/31
第二種区画漁業権	168件	R4年度 4/1～3/31

### ◎活用状況

#### ・第五種共同漁業権

免許件数	活用漁場 件数	活用割合	採捕量 (kg)	
			あゆ	ふな
1件	1件	100%	30	1,000

#### ・第二種区画漁業権

免許件数	活用漁場 件数	活用割合	生産量 (kg)			
			ふな	こい	その他	合計
168件	155件	86%	409,450	600	2,335	412,385



令和6年度 香川県内水面漁場管理委員会の開催計画（案）

月	旬	会議名等	主要議題	備考
令和6年5月	中旬	第274回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第五種共同漁業権遊漁規則について（諮問）</li> <li>・しらすうなぎの養殖実態調査について</li> </ul>	
	下旬	全内漁管連 通常総会・監査 （東京）5/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告、令和6年度事業計画</li> <li>・令和6年度中央省庁提案書案</li> </ul>	会長・事務局
6月	下旬	しらすうなぎ 養殖実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東讃、高松、中讃、三豊の4地区</li> </ul>	全員分担
7月	中旬	第275回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しらすうなぎの養殖実態調査結果について</li> <li>・全国内水面漁場管理委員会連合会総会について</li> <li>・うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について（協議）</li> </ul>	
10月	下旬	全内漁管連 西日本ブロック 会議（島根県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西日本ブロック会議要望事項について</li> </ul>	会長・事務局
11月	下旬	第276回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うなぎ稚魚漁業許可の公示について（諮問）</li> </ul>	
令和7年3月	中旬	第277回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第五種共同漁業の目標増殖量について</li> <li>・コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について</li> <li>・資源管理の状況等の報告</li> </ul>	
		全内漁管連 役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告、令和7年度事業報告等</li> </ul>	会長・事務局

※ 内水面の採捕許可については随時

